

令和6年10月4日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和6年10月4日(金)
15時15分～16時02分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について 3件
- 4 協議事項 なし
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他連絡事項

出席委員 17名

1番 田 悟 敏 子	12番 渋谷 達 也
3番 吉 江 秀 一	13番 西 村 一 成
4番 石 丸 正 明	14番 中 田 栄 信
5番 宮 西 勝 昇	15番 高 橋 賢 治
6番 加 賀 谷 良 雄	16番 山 本 克 博
7番 木 村 鉄 雄	17番 大 浦 正
8番 唐 島 隆 夫	18番 福 原 智 子
9番 加 藤 裕	20番 山 口 誠 一
10番 山 崎 外 喜 雄	

欠席委員 2番 三 輪 和 雄 19番 水 上 龍 二
11番 和 田 由 美 子

令和 6 年 10 月 4 日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
会長	皆さんどうも、ちょっと足元の悪い中、現地パトロールということで、3カ所回ってまいりました。従来から比べて山手ではないというようなところでの現状を見ていただいて、これを農地として判断していくのか或いはそうではないのかというようなことを見ていただいたと思います。まあその件につきましてはまた後程、会議の中で出てくるかと思いますが、また忌憚のないご意見をいただきたいと思います。 それでは、ただいまから小矢部市農業委員会 10 月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は、17 名で総会は成立しております。 欠席委員さんにつきましては、三輪委員さん、和田委員さん、水上委員さん、の 3 名となっております。 本日の議事録署名委員を指名いたします。14 番の中田委員さんと 15 番の高橋委員さんをお願いいたします。 それでは、本日の付議議案を申し上げます。 ○議案第 19 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」計 3 件 ございます。付議議案はこの 1 件であります。 それでは、議案第 19 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	受付番号13番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は 1 筆で、面積は156㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、1 ページから 2 ページをご覧ください。 農地法第 3 条第 2 項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、等の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号13番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ただいまから報告を行います。 譲受人は〇〇さんで、譲渡人は〇〇さんです。で、今回は行政書士

	の方に確認を取りに行きました。その内容とは、〇〇さんの方が畑付きの家が欲しいということで、今回その〇〇さんの方と条件が一致したというか、〇〇さんの方も畑も一緒にセットで売りたいと言っていたらしくて、ちょうど条件的に合ったそうです。畑をするのに耕運機とかの準備もされるそうなので、問題は無いと思います。どうかよろしくお願いします。
会長	はい、ただいまの件につきまして、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	家と一緒に買われるということでしょうか。
〇〇委員	はい、小さい畑で。
会長	他にございませんでしょうか。
〇〇委員	〇〇さんって何歳の方ですか。
〇〇委員	〇〇さんは70歳ぐらいだったと思います。
会長	他にございますでしょうか。受付番号13番について、質問が無いようですので、受付番号14番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号14番は、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は10筆で、合計面積は2,965㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。位置図については、3ページから6ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、等の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	はい、それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号14番について、調査報告をお願いします。

〇〇委員	譲渡人が〇〇さん、譲受人が〇〇さんということで、〇〇さんにお会いして話を聞いてまいりました。この譲渡人の〇〇さんは〇〇に在住しておられる方で、平成22年の3月にお父さんが亡くなられて、現在の土地、建物、そして田んぼ等の農地について相続をされておりました。で、今回〇〇さんそのものが、もう高齢に入ったということと、こちらへ帰ってくるのがほとんどできなくなってきたということで管理ができないということで、隣近所の〇〇さんに渡すから面倒を見てもらえないだろうかということで申し出があったそうです。 それで、国道を挟んで〇〇さんの自宅がございます。で、向かい側に〇〇さんの自宅がございますが、その宅地と建物については、〇〇さんはおっちゃんの家に使いたいということと、田んぼについては今現在、自分でやっているの、取得を決めたということでお話をいただきました。まあ現状としては問題は無いかと思います。 審議の程、よろしくお願いします。
会長	ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	受付番号14番について、質問が無いようですので、受付番号15番について、事務局より説明をお願いします。
事務局	受付番号15番も、贈与により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は9筆で、合計面積は8,369㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん外1名です。位置図については、7ページから14ページをご覧ください。 農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、農業の常時従事者であるかどうか、効率的な利用が図られるかどうか、農業機械の所有状況、地域との調和要件、等の許可条件を満たしているものであります。 以上です。
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号15番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	それではご報告いたします。よろしくお願いいたします。 まず、譲受人、〇〇さん65歳です。〇〇さん現在所有していらっしゃる面積が、10,538㎡です。

続きまして、譲渡人、まずは〇〇さん73歳、もう一人の方、〇〇さん77歳であります。この方、ご兄弟であります、元々のは〇〇さんという方の所有でございました。というのは兄弟でございまして、〇〇さん、〇〇さんが、お嫁に行かれまして、ところがこの〇〇さんが平成11年にお亡くなりになりました。家族の皆さん方は誰もいらっしゃらなくて、現在空き家ということで空き家バンクに登録中でございます。

それでですね、今のこの〇〇さんにしてもお父さんと二人で〇〇にお住まいで、弟さんが亡くなられまして相続という形でお姉さんが相続されました。それでもう一人の方、〇〇さん、この方は妹さんでありまして、先程の亡くなられた〇〇さんのお姉さんということでございます。

で、二人の所有ということになっておりますが、まあ相続されてお姉さんの方はほとんど今まで、〇〇さんがご存命の時からずっと〇〇営農さんが受けていらっしゃいましたので、そのままほとんど何もしないという状態でおりますということでした。それと次の〇〇さんでございしますが、今現在77歳、〇〇さんの自宅にも農地がございまして、先週金曜日ですかお伺いしまして、旦那さんが亡くなられて今、息子さんと二人でお過ごしでございます。で、中々もう草刈りするがで精一杯でやっとこどっこいだと、ここの部分まではもう無理ですということ。

そこでですね、今、〇〇さんでございましたが、実を言いますと〇〇さんは本家でございまして親戚でございました。で、この位置図の7ページを見ていただければいいと思いますが、〇〇さんの自宅というのは〇〇と書いてありますが、その手前のちょうど書いてある〇〇というところの縁にございます。で、元々持っていたら、〇〇さんの、その横、後ろ、前で、今ご指摘の部分でございますが、7ページの部分で言いますと、ちょうどその後、横に前にということで、分家さんでございましたので、まあ同じところの一部を相続された、分家としてもらったということ。

そういうことで、まあ今までも同じように親戚でございますので、その農地の管理等は元々〇〇さんがずっとなさっていたということでございます。現状としては別に今のところ問題無く、今後も運営されていくということでございます。で、今現在、〇〇さんにおかれましては奥さんとお母さんと3人ということでございますが、2番目の娘さんがお婿さんをもって来年早々に〇〇家をそのまま継いで入られるということでございますので、ここもしっかりとやっていただけるかなというふうに思っております。

以上でございます。よろしくお願いします。

会長	はい、ただいまの件について、ご質問等ございませんでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第19号については「承認」としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし
会長	それでは「異議なし」として、議案第19号については「承認」といたします。 これで、付議議案はすべて終了いたしました。 今回、協議事項はございません。 次に、報告事項について事務局より説明をしていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2～5ページ 2) 非農地通知について 6ページ 3) 業務報告・予定 7ページ 4) その他連絡事項
会長	はい、今事務局から説明を受けましたけど、ご質問等ございませんでしょうか。
〇〇委員	この議事録というのは、これ開示請求されたら開示するのですか。
事務局	議事録につきましては、ホームページで公表しておりますので。ただし、個人情報等は分からないように伏せてあります。
〇〇委員	誰が発言したとか書いてないということですか。
事務局	〇〇委員さんとかというふうに記載しております。
〇〇委員	なるほど、それは知りませんでした。
〇〇委員	今月実施する利用状況の調査についての確認をしたいんですが、デジタルカメラ等の、これは、去年は貸出でございましたよね。
事務局	はい、言っていただければ貸せるようにはなっています。

〇〇委員	それはちなみに、もうそのままお返しすればいいわけですね。
事務局	そのままデータ入れたまま返していただければ。まあ分かるようになっていればですけども。
〇〇委員	ということですよね。先程、送付の話もありましたけど、写真のデータは馬鹿でかいもんで、大変ですね。デジタルカメラをちょっとお借りする形で〇〇班は進めたいと思っています。
会長	他によろしいでしょうか。 無いようでしたら、本日の案件は全て終了しましたので、これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を吉江職務代理さん、お願いします。
職務代理	農地パトロールからの後の総会、お疲れ様でした。今月、次回までに利用状況調査をしなければならないということで、豆の刈り取りとかも忙しいかと思いますが、熊とかにも気をつけて山間部の方は回っていただきたいと思います。これにて総会を終わります。
	－10月総会終了－

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和6年10月4日

会長 唐 島 隆 夫

議事録署名委員 14 番 中 田 栄 信

15 番 高 橋 賢 治